

○那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成17年10月1日規則第92号

改正 平成18年3月27日規則第5号

平成19年10月1日規則第46号

平成25年3月28日規則第18号

平成26年8月5日規則第6号

平成27年3月27日規則第7号

平成27年6月10日規則第20号

平成28年1月21日規則第1号

平成28年3月31日規則第9号

平成29年3月17日規則第3号

平成31年4月12日規則第9号

令和2年12月15日規則第32号

令和4年3月28日規則第7号

令和4年12月12日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那珂川町条例第118号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定めるたい積)

第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるたい積は、次に掲げるものとする。

(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌のたい積

(2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で町長が指定するものにおいて行う土砂等のたい積

(令4規則7・追加)

(安全基準)

第1条の3 条例第2条の6第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

(平18規則5・追加、令4規則7・旧第1条の2繰下)

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合

(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(平18規則5・平19規則46・平25規則18・平27規則7・平28規則9・平29規則3・一部改正)

(条例第3条第7号の規則で定める小規模特定事業)

第3条 条例第3条第7号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする

る。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等が町内において発生したもので、土砂等は当該場所から直接搬入され、土砂等の埋立て等に供する区域が500平方メートル未満又は土砂等の埋立て等の高さ（法面等の最下部と最上部の高低差）が1メートル以内の小規模特定事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める小規模特定事業
(平28規則1・令4規則7・一部改正)

(土地所有者の同意)

第3条の2 条例第3条の2第2項（条例第7条第1項及び条例第14条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第3条の許可の申請が、条例第4条第1項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業区域内土地使用同意書（様式第1号の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書（様式第1号の3）によらなければならない。

(平18規則5・追加)

(事前協議)

第3条の3 条例第3条の3の規定による事前協議は、第4条又は第7条に規定する許可申請の書類を提出しなければならない。

(令4規則7・追加)

(周辺関係者の範囲)

第3条の4 条例第3条の4の規定による周辺関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 埋立て等区域を包含する行政区（那珂川町行政区設置規則（平成19年那珂川町規則第4号）に掲げる行政区をいう。）の住民（埋立て等区域が2つ以上

の行政区に及ぶときは、それぞれの行政区の住民)

- (2) その他当該土地の埋立て等の関係人で必要があると認められる者
(令4規則7・追加)

(許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の申請書は、小規模特定事業許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第4条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 第3条の2に規定する小規模特定事業区域内土地使用同意書
- (6) 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書(様式第1号の4)
- (7) 申請者が条例第5条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (8) 申請者が条例第5条第1項第1号カに規定する未成年者又は第4条の3第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面
- (9) 申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号キに該当する役員又は第4条の3第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (10) 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (11) 申請者に第4条の2で規定する使用人又は第4条の3第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書

面

(12) 小規模特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第3号）

(13) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(14) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(15) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(18) 小規模特定事業場への土砂等の搬入経路を示した図面

(19) 条例第20条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第18条第3項に規定する預金証書

(20) その他町長が必要と認める書類

3 条例第4条第2項の申請書は、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第4号）とする。

4 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第12号及び第17号から第19号に掲げる書類

(2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

(3) 第3条の2に規定する小規模特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書

(4) その他町長が必要と認める書類

（平18規則5・平25規則18・令4規則7・一部改正）

（使用人）

第4条の2 条例第5条第1項第1号キ及びク（条例第7条第5項及び第14条の2第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、条例第3条の許

可を受けようとする者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(平18規則5・追加)

(条例第5条第1項第1号ケの規則で定めるもの)

第4条の3 条例第5条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- (5) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
- (6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人

(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で町長が別に定める使用人。以下同じ。)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であつた者で、当該届出の日から3年を経過しないもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

(10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの

(11) 個人で使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(平18規則5・追加、平25規則18・平26規則6・令4規則7・一部改正)

(構造上の基準)

第5条 条例第5条第1項第4号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第5条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(平18規則5・令4規則7・一部改正)

(構造上の基準に係る適用除外)

第6条 条例第5条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

(平18規則5・一部改正)

(変更の許可の申請等)

第7条 条例第7条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所(法

人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画の変更とする。

- 2 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第5号）とする。
- 3 条例第7条第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。
- 4 条例第7条第4項の規定による届出は、第1項に規定する事項に変更があつた日から15日以内に、小規模特定事業変更届（様式第6号）を提出して行わなければならない。

（平18規則5・一部改正）

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第8条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第7号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第8条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第8号）とする。
- 3 条例第8条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2の規定により交付された証明書。以下同じ。）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第8条第2号の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（平18規則5・一部改正）

(土砂等管理台帳等)

第9条 条例第9条第1項の土砂等管理台帳は、条例第4条第1項によるものである場合にあつては、土砂等管理台帳(様式第10号)とし、条例第4条第2項によるものである場合にあつては、土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用)(様式第11号)とする。

2 条例第9条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号によるものとする。

(1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 小規模特定事業の許可の番号

(3) 小規模特定事業場の位置及び特定事業区域の面積

(4) 現場管理責任者の氏名

(5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量(小規模一時たい積事業にあつては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量)

(6) 小規模特定事業の期間

(7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

3 条例第9条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第13条第1項又は条例第14条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業状況報告書(様式第12号)を提出して行わなければならない。

4 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあつては、条例第9条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第13条第1項又は条例第14条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書(様式第13号)を提出して行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(水質検査)

第10条 条例第10条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境庁長官が定める排水基準に係る検定方式(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

(2) 浮遊物質 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時的積事業である場合にあっては、条例第10条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第10条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(平18規則5・令4規則7・一部改正)

(地質検査)

第11条 条例第10条第1項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げ

る項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第10条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第10条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(水質検査等の報告)

第12条 条例第10条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第10条第3項の水質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検

		査試料採取調書及び計量証明書
5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 第11条第3項の地質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(平18規則5・一部改正)

(標識)

第13条 条例第12条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第15号）により行わなければならない。

2 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 小規模特定事業の目的
- (3) 小規模特定事業場の所在地
- (4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業区域の面積
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (9) 小規模特定事業場の見取図
- (10) 現場管理責任者の氏名

(平18規則5・令4規則7・一部改正)

(車両への表示)

第13条の2 条例第12条の2の規則で定める車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次条第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、第4号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字、それ以外の事項については、日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

(平18規則5・追加、令2規則32・一部改正)

(条例第12条の2の規則で定める事項)

第13条の3 条例第12条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称）
- (4) 小規模特定事業の許可番号
- (5) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては名称）

(平18規則5・追加)

(小規模特定事業の完了の届出)

第14条 条例第13条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（様式第16号）を提出して行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(小規模特定事業の廃止等の届出)

第15条 条例第14条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあっては、当該小規模特定事業を廃止した日から30日以内に、小規模特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、小規模特定事業廃止（休止）届（様式第17号）を提出して行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(譲受けの許可の申請)

第15条の2 条例第14条の2第2項に規定する申請書は、小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第18号）とする。

2 条例第14条の2第2項の規定で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第4条第2項第1号及び第2号並びに第7号から第11号に規定する書面
- (2) 小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模一時たい積事業にあっては、小規模特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（平18規則5・追加、令4規則7・一部改正）

（相続の届出）

第16条 条例第15条第2項の規定による町長への届出は、小規模特定事業相続届（様式第19号）を提出して行わなければならない。

（平18規則5・一部改正）

（現場管理責任者の職務）

第16条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第8条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- (2) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。
- (3) 小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。
- (4) 小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

（平18規則5・追加）

（土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握）

第16条の3 条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当って確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われな

なければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(平18規則5・追加)

(身分を示す証明書)

第17条 条例第19条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。

(平18規則5・一部改正)

(質権の設定等)

第18条 条例第20条の2第3項の質権設定契約(以下「質権設定契約」という。)は、質権設定契約書(様式第21号)により行わなければならない。

2 条例第20条の2第1項の規定により保証金を預入した者(以下「預入者」という。)は、同条第3項による質権の設定に際し、質権設定承諾依頼書(様式第22号)により、当該質権の設定に係る同条第1項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)の承諾を得なければならない。ただし、質権の設定に係る金融機関において指定の様式がある場合にあっては、町長が認めたものに限り、その様式を使用することとする。

3 町長は、質権設定契約に基づき、預入者から条例第20条の2第1項の規定により預入した保証金に係る定期預金の預金証書を預り、当該預入者に預り証(様式第23号)を交付するものとする。する質権を設定しなければならない。

4 前各項の規定は、条例第20条の3第2項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(質権の実行)

第19条 町長は、条例第20条の4の規定により保証金の払戻しを受けようとするときは、金融機関に対し、質権設定に基づき設定した質権を実行する旨及びその額を定期預金質権実行通知書(様式第24号)により通知し、当該金融機関から当該額に相当する額の保証金の払戻しを受けるものとする。

(質権の解除)

第20条 町長は、条例第20条の5の規定により質権を解除したときは、第18条第3項の規定により預かった定期預金の預金証書を預入者に返還するものとする。

2 前項の規定により町長から定期預金の預金証書の返還を受けた預入者は、第第18条第3項の規定により交付を受けた預り証を町長に返還しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第20条の3第2項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(書類等の提出)

第21条 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

(平18規則5・全改)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平18規則5・一部改正)

附 則 (平成18年3月27日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中新小規模特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第4条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお、従前の例による。

附 則 (平成19年10月1日規則第46号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第3条（条例第4条第1項に係るものに限る。）次項において同じ。）、第7条第1項又は第14条の2第1項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に条例第3条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月5日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年8月5日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月10日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月21日規則第1号）

この規則は、公布日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第3号）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（準則）第2条第1号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月12日規則第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（準則）第2条第1号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月15日規則第32号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（準則）第2条第1号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月12日規則第32号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1（第1条の3関係）

（平18規則5・追加、平28規則1・平29規則3・平31規則9・令2規則32・令4規則7・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質

		汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。) 付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2(規格65・2・7を除く。)に定める方法(ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミ	昭和46年告示付表2に掲げる方

	リグラム以下	法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・

		1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエ	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に

		含まれる資料を測定する場合 にあつては、蒸留試薬溶液と して、水約200mlに硫酸10ml、 りん酸60ml及び塩化ナトリウ ム10gを溶かした水溶液とグリ セリン250mlを混合し、水を加 えて1,000mlとしたものを用 い、日本産業規格K0170—6の6 図2注記のアルミニウム溶液の ラインを追加する。)に定め る方法又は規格34.1.1c) (注 (²) 第3文及び規格34の備考1 を除く。)に定める方法 (懸 濁物質及びイオンクロマトグ ラフ法で妨害となる物質が共 存しないことを確認した場合 にあつては、これを省略する ことができる。)及び昭和46 年告示付表7に掲げる方法
ほっ素	検液1リットルにつき1ミリグ ラム以下	規格47.1若しくは47.3に定め る方法又は昭和46年告示付表7 に掲げる方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリ グラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方 法
水素イオン濃度指数	6.0以上8.5未満	地盤工学会基準JGS0211—2020 「土懸濁液のpH試験方法」

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合にお

いて、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチトン及びEPNをいう。
- 4 1・2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第5条関係）

（平18規則5・旧別表第1線下・全改）

- 1 小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において小規模特定事業を施工する場合にあっては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8

19号) 別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの			メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 小規模特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第5条関係）

（平18規則5・旧別表第2繰下・一部改正）

1 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第6条関係）

(平18規則5・旧別表第3繰下・一部改正、平25規則18・平27規則20・一部改正)

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項及び第14条第3項の規定による許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可、同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 12 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許

可を要する行為

- 1 5 都市緑地法（平成16年法律第109号）第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 6 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 1 8 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第3項の規定による許可を要する行為
- 1 9 栃木県風致地区条例（昭和45年栃木県条例第7号）第2条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 0 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 2 1 栃木県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

様式第1号(第2条関係)

公 共 団 体 認 定 申 請 書

年 月 日

那珂川町長 様

(主たる事務所の所在地)

申請者 (名称及び代表者の氏名)



(電話番号)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
- (2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の2(第3条の2関係)

(表)

小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (m ²)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2	小規模特定事業場の配置及び面積
3	小規模特定事業に供する施設の設置計画
4	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5	小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
6	小規模特定事業に使用される土砂等の量
7	小規模特定事業の期間
8	小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
9	小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
10	小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
11	小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
12	土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



電話番号

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(平成17年那珂川町条例第118号)(抜粋)

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第18条の3 第3条の2第2項(第7条第1項及び第14条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第3条の2第2項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年那珂川町規則第92号)(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施行状況の把握)

第16条の3 条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号の3(第3条の2関係)

(表)

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (㎡)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2 小規模特定事業場の配置及び面積
3 小規模特定事業に供する施設の設置計画
4 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5 小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
6 小規模特定事業の期間
7 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
8 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
9 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
10 小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
11 土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号



注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(平成17年那珂川町条例第118号)(抜粋)

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第18条の3 第3条の2第2項(第7条第1項及び第14条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第3条の2第2項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年那珂川町規則第92号)(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)

第16条の3 条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号の4（第4条関係）

周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書

年 月 日

那珂川町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第3条の4の規定により行った土砂等の埋立て等の説明等の結果を、次のとおり報告します。

説明会の開催	開催の有無	有 ・ 無
	開催日時	年 月 日（ ） : ~ :
	開催場所	
	出席者の状況	行政区の代表者 名 行政区の住民 名 その他関係人 名
	説明を受けた者	別紙名簿のとおり ※任意様式
	説明会の議事録	別紙のとおり ※任意様式
戸別訪問の状況	別紙名簿のとおり ※任意様式	
	意見等	

備考 名簿は、説明を受けた者の自署により作成すること。

様式第2号(第4条関係)

(表)

小規模特定事業許可申請書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第4条第1項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) m ² うち小規模特定事業区域の面積 (実測) m ²
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量	m ³
小規模特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		
小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 小規模特定事業区域内土地使用同意書6 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前協議書(様式第1号の4)7 申請者が条例第5条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面8 申請者が条例第5条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面9 申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面10 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面11 申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は第4条の3第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面12 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面13 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書14 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面15 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図16 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書17 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては当該行為に該当することを証する書面18 小規模特定事業場への土砂等の搬入経路を示した図面19 条例第20条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第18条第3項に規定する預金証書20 その他町長が必要と認める書類

(表)

誓 約 書

申請者が那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第5条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第5条第1項第1号に規定する欠格要件

ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第16条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那珂川町行政手続条例(平成17年那珂川町条例第13号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。)。ただし、申請者が第16条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第16条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 第17条の規定による必要な措置を完了していない者

オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する者

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人(注1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人(注1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの(注2)

(注1) 条例第5条第1項第1号キ及びク(条例第7条第5項及び第14条の2第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、条例第3条の許可を受けようとする者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2) 条例第5条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(裏)

- (5) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
- (6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準じるもので町長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 個人で使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第5条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



(裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の額 割合	本 籍 住 所

規則第4条の2に規定する使用人又は第4条の3第7号に規定する那珂川町長が別に定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

備考
1 該当する者すべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

【小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面】

項 目	管 理 計 画
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	
2 騒音及び振動の防止対策	
3 交通安全等対策	
4 その他生活環境の保全対策	

〔備考〕

1については、主に次の内容について記載すること。

- ① 小規模特定事業場内の雨水等の排水に係る対策
- ② 小規模特定事業場内へ外部からの雨水等が流入することを防止する対策
- ③ その他

2については、主に次の内容について記載すること。

- ① 小規模特定事業の実施に係る、車両、重機等の騒音及び振動に係る対策
- ② 小規模特定事業の実施に係る、土砂等の埋立て等における騒音及び振動対策
- ③ その他

3については、主に次の内容について記載すること。

- ① 搬入車両の通行における交通安全対策
- ② 搬入車両の通行における搬入路の損壊防止対策
- ③ 他の交通に支障が生じるおそれがある場合は、その防止対策
- ④ その他

4については、主に次の内容について記載すること。

- ① 小規模特定事業場の周辺住民の健康に係る被害防止対策
- ② 小規模特定事業場の周辺地域の公共物、工作物、樹木及び地下水への影響を及ぼすことを防止する対策
- ③ その他

様式第4号(第4条関係)

(表)

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第4条第2項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積(実測) m ²	うち小規模特定事業区域の面積(実測) m ²
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均	m ³	年間の搬出予定量 m ³ 1日平均
小規模特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・別添図面のとおり			
小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面のとおり			

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前設営報告書(様式第1号の4)5 申請者が条例第5条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面6 申請者が条例第5条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面7 申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面8 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は第4条の3第7号に規定する使用人があつた場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面10 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面11 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては当該行為に該当することを証する書面12 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)13 小規模特定事業(一時たい積事業)区域内土地使用同意書14 小規模特定事業場への土砂等の搬入経路を示した図面15 条例第20条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあつては、第18条第3項に規定する預金証書16 その他町長が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

(表)

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

年 月 日付け那珂川町指令 第 号で許可を受けた事項について
変更したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に關
する条例第7条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事 の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時たい積事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。)4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 小規模特定事業区域内土地使用同意書(小規模一時たい積事業の場合にあっては、小規模特定事業(小規模一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)6 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書(様式第1号の4)7 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面8 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書9 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面10 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図11 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書12 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面13 小規模特定事業場への土砂等の搬入経路を示した図面14 条例第20条の2第1項の規定(同条第4項において読み替える場合と同じ。)により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第18条第3項に規定する預金証書15 その他町長が必要と認める書類
------------------	---

様式第6号(第7条関係)

小規模特定事業変更届

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

年 月 日付け那珂川町指令 第 号で許可を受けた事項について
変更したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、
代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付する
こと。

様式第7号(第8条関係)

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

那珂川町長 様

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話番号

年 月 日付け那珂川町指令 第 号で許可を受けた小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり
- 3 土砂等の採取場所の工事名等
- 4 地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり
- 5 地質検査の結果・・・別添のとおり
- 6 土砂等の安全基準適合性の有無
- 7 土砂等の搬入予定量 m^3
うち今回の搬入 m^3
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日～ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬事業者名

様式第8号(第8条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

住 所

発生元事業者 事業者名
代表者又は現場責任者



電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物はありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等最終処分事業者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、規則別表第2第3項の土砂等の区分に基づき「第1種建設発生土(又は第1種建設発生土に準ずるもの)」、「第2種建設発生土(又は第2種建設発生土に準ずるもの)」、「第3種建設発生土(又は第3種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。

様式第9号(第8条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

住所
採取者所属
職氏名
電話番号



別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質(搬入・定期・廃止・完了) 水質(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第10号(第9条関係)

土砂等管理台帳 (年 月分)

小規模特定事業許可事業者名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	小規模特定事業の許可の 番号(小規模特定事業の期 間)	小規模特定事業 場の位置(小規模 特定事業区域の)	小規模特定事 業に使用され る土砂等の量	現場責任者 氏名
	那珂川町指令第号 (年月日～年月日)	(m ³)		

土砂等の採取場所(一時た い積場)	土砂等の採取場所の事業者の 氏名(法人にあっては、名称及 び代表者氏名)	土砂等の採取場所に係 る工事等の内訳	土砂等の採取場所に 係る工事等の責任者 の氏名
----------------------	--	-----------------------	-------------------------------

日付	運搬手 段	土砂等の1日当 たりの搬入量(m ³)	備 考
前月までの 累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累 計			

- 注1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
 3 「運搬手段」の欄には、陸上輸送の場合は「1」を、その他の場合は「2」(備考欄に具体的な運搬手段を記載する。)を記入すること。
 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第11号(第9条関係)

土砂等管理台帳(一時たい積事業用) (年 月分)

小規模特定事業許可事業者名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	小規模特定事業の許可の番号(小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置(小規模特定時区域の面積)	年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量(m ³)	現場責任者氏名
	那珂川町指令第 号 (年 月 日～ 年 月 日)	(m ²)	搬入 搬出	

土砂等の採取場所(一時たい積場)		土砂等の採取場所の事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)		土砂等の採取場所に係る工事等の内訳		土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名	
日付	搬入に係る運搬手段等		特定事業場等への搬出			計	備考
	運搬手段	搬入量(m ³)	搬出先	搬出先	搬出先		
前月までの累計	—						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
累計							

- 注 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を1日ごとに記入すること。
 2 備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
 3 「運搬手段」の欄には、陸上輸送の場合は「1」を、その他の場合は「2」(備考欄に具体的な運搬手段を記載する。)を記入すること。
 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第12号(第9条関係)

小規模特定事業状況報告書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年 月 日 那珂川町指令 第 号				
小規模特定事業区域の面積	m ² (うち実施済面積 m ²)				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	m ³ (うち実施済量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備 考
合 計					

様式第14号(第12条関係)

小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第3項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年 月 日 那珂川町指令 第 号
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質又は水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第15号(第13条関係)

← 120cm以上 →			
90 cm 以 上	土砂等の埋立て等に関する標識		
	小規模特定事業の許可	年 月 日 那珂川町指令 第 号	
	小規模特定事業の目的		
	小規模特定事業場の所在地		
	小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地	
		電話番号	
	小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
	小規模特定事業区域の面積	m ²	小規模特定事業場の見取図
	小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時的な積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)		
現場管理責任者の氏名			
		↑ 50cm以上 ↓	

様式第16号(第14条関係)

小規模特定事業完了届

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話番号

小規模特定事業が完了したので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年 月 日 那珂川町指令 第 号
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模特定事業区域の構造・・・別添のとおり	

様式第17号(第15条関係)

小規模特定事業廃止(休止)届

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

小規模特定事業を廃止した(2月以上休止する)ので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年 月 日 那珂川町指令 第 号
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止期日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
小規模特定事業を廃止した場合は、小規模特定事業区域の構造・・・別添図面のとおりに	
小規模特定事業を2月以上休止する場合は、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおりに	
小規模一時的たい積事業の小規模特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積 m^2	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第18号(第15条の2関係)

(表)

小規模特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

那珂川町長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条の2第1項の規定により、小規模特定事業の譲受け許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業の許可及び小規模特定事業場の位置	年 月 日 那珂川町指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
現場管理責任者の氏名	
譲受けの理由	
譲受け及び譲渡しの意志が確認できる書面・・・別添のとおり	

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 小規模特定事業区域内土地使用同意書(小規模一時たい積事業の場合にあつては、小規模特定事業(小規模一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)4 申請者が条例第5条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第5条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員)の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面6 申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第10号に規定する役員)の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面7 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面8 申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は第4条の3第7号に規定する使用人があつた場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 小規模特定事業場への土砂等の搬入経路を示した図面10 条例第20条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあつては第18条第3項に規定する預金証書11 その他町長が必要と認める書類
------------------	--

様式第19号(第16条関係)

小規模特定事業相続届

年 月 日

那珂川町長 様

住所

届出者 氏名

㊟

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第3条の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可及び小規模特定事業場の位置	年 月 日 那珂川町指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
相続前の事業者	住所 氏名
相続年月日	年 月 日
現場管理責任者の氏名	
相続の事実を証する書面・・・別添のとおり	

様式第20号(第17条関係)

(表)

9cm	
6 cm	身分証明書
	第 号
写 真	押 出 スタンプ
	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第19条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	那珂川町長
	印 <input type="checkbox"/>

(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
抜粋

(立入検査等)

第19条 那珂川町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

質権設定契約書

那珂川町を甲とし、を乙とし、次の条項により保証金に関する
質権設定契約を締結する。

（保証金負担の確認）

第1条 乙は、甲に対し、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那珂川町条例第118号）第20条の2第1項及び第2項の規定により、乙が那珂川町で行う土砂等の埋立て等（以下「本件埋立て等」という。）の適正な履行並びに小規模特定事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止並びに生活環境の保全又は町の財産の損害回復のための措置を保証するため、金円を負担し、別表記載の定期預金を預け入れていることを確認する。

（質権の設定等）

第2条 乙は、甲に対し、前条の保証を担保するための別表記載の定期預金債権に質権を設定し、当該定期預金債権の預金証書をこの契約の締結と同時に甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、この契約の締結後、直ちに、前項の規定による質権設定の承諾を依頼する書面を当該預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により承諾を得た書面について、公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡さなければならない。

（質権設定の対象）

第3条 前条第1項の規定により設定した質権の対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含まないものとする。

（質権の効力）

第4条 乙が本件埋立て等の許可の内容に適合している旨の確認を受ける前に、別表記載の定期預金債権の満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた定期預金債権についても、第2条第1項の規定により設定された質権の効力が及ぶものとする。

（預金債権の払戻し）

第5条 硬派、条例第20条の4の規定により質権を実行するときは、預入先金融機関から当該費用に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、この契約に基づく債務の履行に関し必要となる費用を全て負担するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
那珂川町長 印

乙

Ⓢ

別表

預入先金融機関	支店名	口座番号	金額
			円
預入期間			名義人
年 月 日から			
年 月 日まで			

※定期預金債権は、預入期間終了後、自動継続の適用がなされるものに限る。

様式第22号（第18条関係）

質権設定承諾依頼書

様

住 所
質権設定者

㊤

住 所 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
質 権 者 那珂川町長

質権設定者は同人が質権者に対して負担する債務の担保として、下記定期預金及び継続後の定期預金の上に質権を設定しますので、御承諾くださるよう依頼します。

下記定期預金が自動継続定期預金で、期間の利息は元加しない契約のときは、この質権にかかわらず、質権設定者にお支払いください。

また、中間利息が支払われる契約の定期預金のときは、この質権にかかわらず、中間利息は質権設定者にお支払いください。

記

貴行定期預金 取扱店

(1) 種類

(2) 口座番号

(3) 金額 円

(4) 預入日 年 月 日

(5) 満期日 年 月 日

(6) 口座名義

(7) 口座取引印



様式第23号（第18条関係）

第 号
年 月 日

預り証

様

那珂川町長



下記の定期預金証書を確かに預かりましたので、那珂川町土砂等の埋立て等により土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第18条第3項の規定により、当該定期預金証書を預かったことを証する預り証を交付します。

記

定期預金証書1通

(内訳)

預入先	銀行	支店
口座番号		
金額	円	
期間	年 月 日から	年 月 日まで
名義人		

様式第24号（第19条関係）

定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

様

質権者

那珂川町長



那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那珂川町条例第118号）第20条の4の規定により、下記のとおり設定した質権を実行するために貴行から預金債権の払戻しを受けたく、通知します。

記

質権設定年月日	年 月 日		
質権設定者	住所 氏名		
預金名義人			
預金取扱店名	預金種類	口座番号	
預入日	年 月 日		
満期日	年 月 日		
預金額	円	質権実行額	円
質権を実行する理由			

条例第20条の4の規定により質権を実行しますので、定期預金を解約し、質権実行額は以下の入金先へ振込を依頼します。

質権実行額入金先

金融機関	支店	種類	口座番号（右詰め）	名義（カナ）
		普通		